

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月26日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時17分 開議
午後 零時 7分 散会

付託事件

議案第141号, 議案第142号(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ② 議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第7号)(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

2 出席委員(6名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(1名)

委員 須 田 浩 和 君

4 委員外議員出席者(1名)

議員 中 庭 次 男 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部長 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 新 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男 女 平 等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼 課 長 補 佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------------------	---------	-----	-------------

午前11時17分 開議

○小泉委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、須田委員が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第141号ほか1件であります。

それでは、審査の進め方につきましてお諮りいたします。初めに、執行部に提出議案等の説明を求め、次に質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第141号ほか1件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、総務部人事課提出資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、国等に準じて給与改定を実施するため、水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、初めに(1)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、アの第1条は、令和2年度の改正内容でございます。

(ア)の令和2年12月における期末手当の支給割合の改正につきましては、再任用職員を除く一般職員の令和2年12月の支給割合を0.05月分引き下げ、年間支給割合を2.55月にするものでございます。

(イ)の特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正につきましては、令和2年12月の支給割合を同じく0.05月分引き下げ、年間支給割合を3.35月にするものでございます。

続きまして、イの第2条は、令和3年度の改正内容でございます。

(ア)の令和3年度以降における期末手当の支給割合の改正につきましては、再任用職員を除く一般職員につきまして、6月及び12月の支給割合が均等となるようそれぞれ1.275月に改正し、年間支給割合を2.55月にするものでございます。

(イ)の特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正につきましても、6月及び12月の支給割合が均等と

なるようそれぞれ1.675月に改正し、年間支給割合を3.35月にするものでございます。

下の表は、再任用職員及び特定任期付職員以外の一般職の期末・勤勉手当の支給割合で、上の行から順に、現行、改正後、令和3年度以降の支給割合となっており、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、2ページを御覧ください。

(2)の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、アの第3条の令和2年度の改正内容につきましては、令和2年12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げ1.65月とし、イの第4条の令和3年度の改正において、令和3年度以降の6月及び12月の支給割合が均等となるようそれぞれ1.675月に改正し、年間支給割合を3.35月にするものでございます。

(3)の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、アの第5条で、常勤の特別職の令和2年12月における期末手当を0.05月分引き下げ1.65月とし、イの第6条で、令和3年度以降の6月及び12月の支給割合が均等となるようそれぞれ1.675月に改正し、年間支給割合を3.35月にするものでございます。

(4)の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、水戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、附則第2項及び第3項で引用しております条文の文言を改正するものでございます。なお、会計年度任用職員の期末手当の支給割合につきましては、今年度より段階的に引き上げ、令和4年度に常勤職員と同等の支給割合でございます年2.6月とする措置を取っておりますことから、令和2年度及び令和3年度の支給割合は変えずに令和4年度における支給割合を職員の給与条例に準用して、6月及び12月の支給割合が均等となるようそれぞれ1.275月とし、年2.55月にするものでございます。

3の施行期日につきましては、(1)の令和2年度の改正に関する第1条、第3条、第5条及び附則第2項の規定につきましては、令和2年12月1日から施行し、(2)の令和3年度以降の改正に関する第2条、第4条、第6条及び附則第3項の規定につきましては、令和3年4月1日から施行することとしてございます。

3ページから12ページまで新旧対照表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の3ページをお開きください。

市議会議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,150万円を減額し、総額を1,547億55万8,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして、4、5ページの別表に各款項の補正額等を記載しております。

それでは、議案書②の令和2年度補正予算に関する説明書にて、歳出から御説明をいたします。

議案書②の補正予算に関する説明書の4ページをお開きください。

この補正予算は、給与改正に伴うものでございますので、主に一般職及び特別職の給与を補正するものでございます。内訳としましては、説明欄に給与改定に伴う減少額と人事異動に伴う対象人員の変更に伴うその他の増減額として記載しております。このほか、職員の育児休業等で、代替で雇用している会計年度任用職員の給与費や特別会計の補正に伴う操出金について補正を行うものであります。

それでは、各項目について説明いたします。

1款1項1目議会費につきましては、議員及び事務局職員の給与を合計で1,318万9,000円の減額をするものであります。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、1目一般管理費は、市長、副市長の給与のほか、職員給与費を補正するものであり、10目出張所費、12目市民センター費、21目男女平等参画センター費は、それぞれ職員給与費を補正し、補正額は項の合計で833万9,000円の増額でございます。

ページを返していただきまして、6ページでございます。

このページの補正は、いずれも職員給与費の補正でございます。

2項徴税費、1目税務総務費は292万6,000円の増額、3項1目戸籍住民基本台帳費は590万円の減額、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は84万8,000円の減額、5項統計調査費、1目統計調査総務費は300万2,000円の増額を行うものでございます。

ページを返していただきまして、8ページでございます。

2段目の6項1目監査委員費は、常勤監査委員及び職員給与費を補正するものであり、合計で204万1,000円の減額でございます。

続いて、12ページまでお進みください。12ページ最下段でございます。

4款衛生費、2項墓園斎場費、2目斎場費は、職員給与費を58万6,000円増額するものであります。ページを返していただきまして、14ページでございます。

中段の3項清掃費につきましては、1目清掃総務費は、職員給与費を補正するものであります。2目塵芥処理費及び3目し尿処理費は、職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものでございまして、項の合計で2,683万円の増額を行うものであります。

続いて、28ページまでお進みください。28ページでございます。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費は、職員給与費を978万3,000円減額するものであります。

歳出予算のうち総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

続きまして、歳入予算の説明をいたしますので、2ページをお願いいたします。

2ページの歳入について、御説明いたします。

20款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算は一般財源を7,478万円減額するものでございます。財政調整基金の繰入れを減額して、調整をいたしたところでございます。

続きまして、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員に係る共済費の補正に伴い社会保険掛金を328万円増額するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

なお、関連する調書としまして、30ページ以降に給与費明細書を掲載しております。

議案第142号の説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 何点か質問させていただきたいと思います。

まず、全体の影響額なんですけれども、先ほど議案説明会では議案書③の部分で説明があったんですけれども、もう一度委員会でも説明をお願いしたいと思います。全体の影響を。

それと、主な年代別の引下げ額の例などもお示しいただければと思います。まず、それをお願いしたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ずっと説明を聞いていたら、ただ増えた、減ったと言うだけなんです。ね、委員長。1つも説明していない。何で増えたんだ、何で減ったんだと。それには理由があるでしょうよ。それが1つも説明されていないんだけど、よくみんな分かるんだなと思って。そうだろう。だって、何人増えて、何人減ったから原因は減ったものと増えたものがあるんだから、ここは何で減ったとか何で増えたという説明があつてよ、それが1つも説明がないだろうよ。いや、みんなは分かって、俺だけ分かんねえの。1つも説明になってねえ。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 申し訳ありませんでした。

議案書②の歳出でございます。4ページでございます。

補正額としましては、冒頭にまとめて御説明してしまいましたが、職員等の給与改定に伴う減少額——給与改定に伴う減少額というのは、今回は期末手当を0.05月分引き下げるものだけでございます。

あと、その他当初予算では、去年の現員現給で予算措置をしておりましたが、職員の人事異動がございませぬ。こちら、職員の異動に伴う増減というのもございますし、扶養手当等の変更もございまして、その内訳が説明欄にございます。

議会費でございますが、議員給与費につきましては、給与改定に伴う減少額のみでございまして、補正額120万9,000円の減額のうち、全部が給与改定に伴う減少額でございます。

〔「議会費って何ページ」と呼ぶ者あり〕

○梅澤財務部参事兼財政課長 すみません、4ページ、5ページでございます。

○小泉委員長 すみません、今、予算のほうの話に入っているので、まず前段は、水戸市職員の給与に関する議案第141号の質疑をお願いいたします。

福島委員。

○福島委員 だってトータルでやればね、本会議の補正額が7,478万円の減額ですよと、補正額は

7,150万円ですと。これを説明するなら、現員が1,855人ですと、それで給与改定に伴う減少額が3,796万円ですと、そういうふうに説明するんじゃないの。中身が1つも説明されていないんだけど、最初からみんな、ただ数字を読んだだけだよ、議案説明会も。そんな説明ってないだろう。何でこの数字になったんだと、積算根拠があるわけでしょうよ。俺が聞いてもこんな説明で、ただ数字を読んだだけだもん。最初から説明してよ、何ページ。

○小泉委員長 関連しますけど、どうしますか。議案は一括であわせてやりますか。

〔「一括でいい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 一括のほうがやりやすいですか。じゃ、一括という形で進めさせていただきますので、御了承を願います。

○福島委員 そうそう。

だから、議案第141号、議案第142号って分けしないで、最初から全体で、ここは総務環境委員会なんだから、全体をやっているんだから、まずね。7,150万円と7,478万円と減額で、これは1つも説明していねえべ。

○小泉委員長 関連するということで、梅澤課長、説明をお願いいたします。

○梅澤財務部参事兼財政課長 失礼いたしました。

款項目ごとに補正額を示しておりますが、説明欄に事業名として説明を記載しております。

今回補正を行ったのは、職員の給与改定の条例改正に伴うものでございますので、0.05月の期末手当の減少分に加えまして、一般職であれば共済組合、社会保険料も減少になります。この給与改定に伴う減少額というのが、議会議員であれば120万9,000円でございます。そのため、議員給与費は120万9,000円の減額をさせていただいております。

また、議会の運営に要する職員給与費は、職員15名の給与でございますが、給与改定に伴う減少額、この制度変更に伴うものとしては35万7,000円でございます。

その他の増減額としましては、昨年度の職員の人員体制の人事異動に伴う対象職員の給与の増減に伴うものでございまして、これが1,162万3,000円でございます。

同様に、一般管理費でございますが、市長、副市長の給与費は3人で給与改定に伴うものとして21万7,000円の減額を行っております。一般管理事務職員というのは、総務部、市長公室など管理部門の職員でございますが、給与改定に伴う減少額というのが456万6,000円でありまして、その他の増減額ということで職員の異動に伴うものが、こちらは1,658万2,000円の増となっております。こちらは合計で、一般管理費は1,201万6,000円の増となっております。以下、出張所費、市民センター費、男女平等参画センター費も同様に内訳を記載させていただいております。

○福島委員 だから、市民センター費で、内訳で830万3,000円増えているのは何で増えているの。

○梅澤財務部参事兼財政課長 今いる職員の全員の影響として83万円の期末手当とそれに伴う社会保険料の減少がございます。そのほか、当初予算で見込んだ人員と職員の配置が異なっておりますので、その差額で830万3,000円の増となっております。

○福島委員 913万3,000円とは違うの。

○梅澤財務部参事兼財政課長 失礼いたしました。

913万3,000円で、増となったその他の増減額がありまして、差引き830万3,000円の増をさせていただきます。

○福島委員 そうだろうよ。913万3,000円があって、83万円が減額したから830万3,000円になったんだろうよ。だから、そういうふうに説明しなきゃ分からないでしょうというの。

○梅澤財務部参事兼財政課長 失礼いたしました。

○小泉委員長 質疑がある方は、挙手にてお願いします。

田中委員。

○田中委員 分かりやすい説明ありがとうございました。

それでですね、全体の影響をちょっともう一度確認したいので、その点、議案書③の資料の3ページに合計が出ているかと思うんですが、今、いろいろ御説明のあった給料とか職員手当、共済費、給与改定に伴う減少額やその他の増減額という表があるので、御説明をいただけますか。

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議案書③で、事項別内訳表というものを準備いたしました。

まず、1ページでございます。

今回、一般会計の補正予算は、総額で7,150万円の減額でございますが、一般職員の給与としましては1億247万4,000円の減額となっております。

その他議員給与、長等特別職給与、会計年度任用職員給与とございまして、職員の給与は1億247万4,000円の減でございます。

ページを返していただきまして、各会計一般職員給与関係内訳表というものを準備いたしました。

一般会計では、1,855人の職員が予算措置されておりまして1億247万4,000円、先ほど申した数字が補正額になっております。そして、右側の説明欄でございますが、補正した要因としましては、給料と職員手当等、共済費と区分があります。合計で、やはり1億247万4,000円の減になっております。そして、給与改定に伴う減少額というものがございまして。給料は増減がありませんで、職員手当等となっておりますが、この3,192万8,000円というのが期末手当の1,855人分の減額になります。制度上の減額です。そして、それに伴う共済費、社会保険料の減額が603万8,000円でございますから、給与改定に伴う減少額としては3,796万6,000円と想定しております。そして、右側の欄、その他の増減額でございますが、一般会計は予算措置をした給料と現員の配置の差額で6,450万8,000円の減額が生じております。

これらの会計を全部積み上げていったものが右側の合計欄でございます。

会計によりましては職員の異動に伴い給料が増えたものもございまして、合計で2,099人の職員に対して9,519万7,000円の減額になっております。

補正の内訳としましても、給与改定に伴う職員手当の額でございますが、3,699万5,000円、そして共済費が699万1,000円でございます。先ほど、議場で答弁があった約3,700万円というのは、

この3,699万5,000円を示したものでございます。そして、その他の増減額5,121万1,000円というのは、職員給与の減額になります。こちらにつきましては、療養休暇等で給料を支払えないもの、また育児休業等で給料を支払えないものがございます。こういったもので約5,100万円を減額しておりますので、ほかに会計年度任用職員給与を3,000万円程度増額して、人員数を調整しているところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 詳細な説明をありがとうございました。

この共済費約700万円というのは、これは本人負担ではないということでしょうか。

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 これは事業主負担の分でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、12月の期末手当約3,700万円が減額されるという理解をいたしました。

議案第141号の条例に戻るといふか、関連して聞きたいんですけども、そもそもの改正理由が国等に準じてということが出ていますけれども、いわゆる人事院勧告が根拠なんだろうというふうに思うんですが、10年ぶりの引下げという御説明でしたけども、この間は少なくとも上げてきたんだと思って理解していません。期末手当の支給割合を2.6月にしたのはいつだったのでしょうか、分かりますでしょうか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度0.05月分を上げましたので、その時点で2.6月になったものと思われま。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、去年上げたばかりのものを元に戻っちゃうということになるんですが、人事院勧告に従う、つまり10年前というのはまさにリーマンショックで3年連続減給ということがあったわけですね。今回、去年の8月から今年の7月の1年間の民間の調査に基づいて、要するに民間でボーナスが減っているので公務員も減らすと、こういうことだったと思っていますけども、コロナの影響で経済が失速し様々な打撃があるので、10万円の特別定額給付金をはじめ、持続化給付金とか様々な支援策を水戸市もやっているというさなかに下げってしまうというのは、つじつまがあわないんじゃないかと。先ほど議案質疑でも中庭議員がやったことなんですけど、そもそものその考え方について、やはりちょっと委員会でも一度聞きたいので、その点の見解をお聞かせいただけますか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

地方公務員の給与につきましては、国や他の地方公共団体、さらには民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされております。そのため、民間準拠を基本に出されます人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて対応することが地方公務員法の趣旨に適合するものでございます。また、民間の給与は、労使交渉等によりまして、その時々々の経済状況や雇用情勢等を反映して決定されるものでございまして、民間企業と国家公務員の給与水準が均衡されることを基本として人事院勧告が行われると考えますと、今回の人事院勧

告に基づく国の対応に準じることが、地方公務員法で定められております情勢適応の原則にかなうものであり、市民の皆様の御理解等をいただけるものではないかというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど申し上げたように、昨年8月から今年7月の調査に基づくものですので、来年度は、今年8月から来年7月までと、こういうふうになるんですよね。そうすると、今まさにコロナの第3波で経済が上向かない危機的な状況があるわけですね。それをまた做うとすると、さらに人事院勧告が今度は期末手当に入らず、月例給まで下げるというおそれさえあると私は思います。その場合も従うというふうにしてしまうとまた下がっちゃうんじゃないかなと。それが情勢適応で理解を得られるというふうには、果たしてなっているのかというふうに思うんですが、もう一度お答えいただけますか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

職員の今後の給与につきましては、将来の経済見通しの判断が難しいことから明確に申し上げることはできませんが、公務員の給与等に関する法規定の趣旨からも、今後の経済状況や雇用情勢に応じた民間給与等の状況を踏まえた適正な給与水準を確保してまいりたいというふうに考えています。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 コロナ禍の下で、通常業務があった上に臨時議会も何回もやりましたし、支援策の具体化、それからその申請手続も大変多忙な状況が議員、市職員におかれているというふうに思います。懸命に努力されている中で減額というのはあまりにもひどいんじゃないかというふうに思うんですけど、今回の引下げによって、例えば30代、40代、50代で、どのぐらいの減額になるのかお答えいただけますか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、25歳の独身の主事の方は、先ほどの議案質疑でも回答申し上げましたが、年間で約1万2,000円、30歳の主幹級で配偶者がいる、2人世帯の場合ですけれども、この場合は約1万5,000円、それから50歳の配偶者、子ども1人の課長でございますが、年間で約2万6,000円の減額となっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 コロナによる何か特別な手当というのはないですよね。何か出たんでしょうか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回の給与改定に伴ったものではございませんけれども、国におきまして本年3月に人事院規則が改正されまして、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象に、国では日額3,000円または4,000円の特殊勤務手当を支給することとなりました。これを踏まえまして、各地方公共団体におきましても適切に対応するよう通知が出されたということでございます。

このため、本市におきましては本年8月に水戸市職員の特殊勤務手当に関する規則の改正を行いまして、

患者などの移送や検査業務など、支給要件に該当する業務に従事した職員に対しまして、国と同様に特殊勤務手当を支給しているところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 それはもう保健所だとか、消防の救急の方だとかということなのかな。そういうことでいいですよ。ということは、すごく限定的、それは当然の手当としてもですね。

私が言っているのは、様々な支援策の申請手続をはじめ、市の職員も非常に苦勞されている中で引下げというのはないんじゃないかなということを書いたかったので、その点を申し上げて質疑は終わりたいと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 議案第142号についてでありますけれども、今、経済がコロナで大変な打撃を受けていて、もちろん民間においては給与どころか雇用にまで影響しているという状況でありますから、やはりその状況も考えれば、こういった対応もやむを得ないのかなと私は思いますけれども、今回、期末手当の2.6月分が2.55月分に引下げということで、これは先ほどちょっとお話がありましたけれども、人事院勧告のほうで民間の調査をやってこの数字になってきたと思うんですが、具体的に民間では2.55月ぐらいのレベルになっているという、そういう調査があるわけですか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

人事院のほうでは、先ほどお話がございましたが、昨年8月から本年7月までの直近の1年間の民間の支給実績について調査を行いまして、その結果としまして国家公務員の期末・勤勉手当の平均支給月数が民間の特別給の支給月数に比べて0.04月分上回る結果となったところでございます。そのため、人事院勧告では0.05月分を引き下げて出されたところでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

そうすると民間のほうで0.04月分は大体下がっているという調査結果があると。それに基づいて、今回の0.05月分引下げという措置になったということですね。国に準じていくということではありますが、適正な数値なんだろうかと私も思います。

ただ、今回人事院勧告のほうには月例給とか、そこまでの減給はなかったようですけれども、今後の経済状況によってはまたそういうところにも影響が当然出てくる可能性は否定できないんだろうと思います。

それと最後に、この0.05月分を引き下げるわけですけど、今後こういったものが元の支給割合に戻るにはどういった環境が必要になってくるのか、その辺をちょっと教えていただければ。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 人事院勧告に基づく国の対応に準拠して、これまでも給与改定を行ってきたところでございますので、民間のほうで支給が上がるとか、民間の水準が上がってくれば、それに応じて国家公務員の給与水準も上がる可能性が出てまいりますので、そういったことを踏まえて人事院勧告が出されることから、それを踏まえた形で対応していくことになるかと思っております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

いずれにしても、これは国全体の経済に関わることで、それによってこういった給与に影響が出てきているということでもありますから、今後十分に国の動向、また経済状況を勘案していただいて、職員の皆さんも一生懸命働いていらっしゃるの、その部分を適切に対応していただければと思います。

以上です。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 1点だけお聞きしたいんですけども、議案書③の事項別内訳表にもあるんですが、会計年度任用職員が2,900万円以上増額するというので、一般職が1億円以上減額する中、先ほどの議案説明会で育児休暇や人事異動等で増減となっていると御説明がありましたが、ちょっといまいち2,900万円以上増額された内訳というのか、もうちょっと具体的にお聞きできたらなと思って御質問いたします。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議案書②の36ページに、一般職（会計年度任用職員）というところがございます、それで今回31名の会計年度任用職員を増員しております。これは育児休業者の代替であったり、途中で職員が退職などした場合の欠員補充、あるいは繁忙期に対応するために新たに職員を雇ったというようなことがございまして、31人の増員に伴いましてこの金額が増えているという状況でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 最後に、あくまでも国に準じてじゃなくて、人事院勧告によって値下げしているんでしょう。

人事院勧告というのはどういうふうに来ているの。それが第1点と。

それから、水戸市のラスパイレス指数は幾つになっているの。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

人事院勧告は、先ほど申し上げました民間企業の現状を評価し、国家公務員との給与水準を比較した上で、民間準拠という形で国家公務員の給与水準を国に勧告するものでございます。その勧告を踏まえまして、国のほうで対応を決めまして法案を提案していくというような形になってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要するに、人事院から勧告が来たと先ほども答えているよね。答弁では。だから、人事院勧告に何て書いてあるの。民間企業とすり合わせなんて書いてあるわけないでしょうよ。書いてあるの。ね。

0.05月分下げろということで勧告があったの。中身は何なのよ。

○小泉委員長 もう一度答弁させます。

天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 今回の人事院勧告では、ボーナスの引下げについて0.05月分を引き下げよう勧告がございました。これにつきましては、民間の給与の調査を行った結果として先ほど申し上げましたが、民間より公務員のほうが基準が高い状況だったので、その分を引き下げよう勧告があったも

のと思います。そういったところでございます。

○小泉委員長 直接人事院からの勧告というのは国に対してあるんですよね。

○福島委員 人事院から直接水戸市長宛てに来たんだ。だって勧告が来ましてって答えているんだから、その勧告書をあなたは見たんでしょうよ。

○天野総務部参事兼人事課長 人事院勧告につきましては、国と国会の議長宛てに出されるものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、いいや。

人事院の総裁から国会の衆参両院議長、そこへ行ったの。そして、そこから今度は総務省へ行ったの。それで、総務省から県庁へ行ったの。そして、水戸市へ来たの。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 人事院の総裁から衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に出されております。先ほども申し上げましたけども、地方公務員法上ですね、地方公務員の給与に関しましては、国や他の自治体、あるいは民間の企業の職員の給与を参考に定めるようになってございますので、そういった意味で民間の状況に鑑みて出される人事院勧告に沿うことが地方公務員法の趣旨に適合するものであり、これまでも本市におきましては、人事院勧告の内容を踏まえた国の対応に準じて職員の給与改定を行ってきたところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 頭が悪くて私には分からないんだけど、今回の議案は、国に準じて給与改定が出されたんだよね。だけど、答弁を聞くと、人事院勧告によってやったということだよね。そうすると、当然人事院勧告が出されて、それはお答えいただいた衆参両院議長、内閣総理大臣ということなんだよ。それから、どのように水戸市へ来たのかというのは分からない。人事院から勧告が来たから0.05月分下げたんだと言うけど、水戸市には人事院勧告がどう来たのって。ルーツは。

○小泉委員長 フローの整理でもう一度だけ答弁をお願いいたします。

天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

先ほども人事院勧告に基づきというふうに御説明を申し上げたのかもしれませんが、基本的には人事院勧告は国や衆参両院議長に対して行われまして、それに応じて国が国家公務員の給与を変えていくという形になりますので、人事院勧告自体はそれぞれの市町村に出されるものではございません。

地方公務員法の趣旨から考えますと、民間の給与の状況を踏まえた勧告を出したことについて、それを踏まえて地方公務員法の給与を改定することが法律の趣旨にのっとっているということで、総務省のほうからも今回の人事院勧告を踏まえた国の対応に準じて各市とも適切な対応を取るよとということなので通知は頂いているところでございます。

○福島委員 じゃ、民間の発表というのはどこでやっているの。先ほどあなたが言ったように、民間は0.04月分ですよと、だから国家公務員に準じて地方公務員が0.05月分下げましたと。そうすると、民

間の発表というのほどこで発表しているんですか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 今回の人事院勧告の中で民間の調査を実施いたしましたところ、民間の支給割合が4.46月であるということで、公務員のほうが0.04月分高いという状況だということで発表がございました。

○福島委員 だから、それをどこで発表しているの。

○天野総務部参事兼人事課長 人事院のほうで発表しております。

○福島委員 人事院で民間のことも発表している。で、それが通達に書いてあるんだ。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第141号、議案第142号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより各議案について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

なお、議案第142号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 職員の給与を引き下げる今回の条例改正について、私は反対をさせていただきたいと思っております。

先ほど、質疑でも行いましたけれども、コロナ禍での経済失速にさらに拍車をかけるものになってしまうと思っておりますし、市職員のこの間のコロナ対応を含めた奮闘に答えるために、逆に期末手当を増やすべきだということふうに考えます。

今回引き下げることによって、会計年度任用職員、あるいは市の外郭団体の職員も過去において同率の引下げが行われてきましたが、通常からいっても給料が十分でない職員の引下げに連動してしまうということもあるので、その点は認められないということでもあります。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第141号について採決いたします。

議案第141号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会

所管分を除く)について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。では、ないようですので、議案第142号について採決いたします。

議案第142号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時 7分 散会